

コンプライアンス規程

第1条(目的)

本規程は、株式会社 PSD(以下当社という)におけるコンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を定めることを目的とする。

第2条(定義)

コンプライアンスとは、法令、条例、規則等、明確に文章化された社会ルールの遵守をいう。

第3条(適用範囲)

本規程は、当社の役員及び従業員等(従業員、契約社員及びアルバイト)に適用する。

第4条(推進体制)

当社は、本規程の実施について責任を負う「コンプライアンス推進体制実施統括責任者」を役員より任命する。

2. 本規程の運営事務部門は、総務・経理部とする。
3. 当社の法令等遵守のための検討を行うことを目的として、「コンプライアンス委員会」を設置する。
4. コンプライアンス委員会の組織体制、運営については、別途定めることとする。

第5条(内部通報制度)

内部通報制度の運営のため、「コンプライアンス相談窓口」を総務・経理部に設置する。

2. 法令、条例、就業規則や本規程で禁止されている行為が行われている、またはその疑いがあるという情報(以下、コンプライアンス情報)に接した役員・従業員が、その情報を「コンプライアンス相談窓口」に直接提供することができる内部通報制度を構築する。
3. 内部通報制度等を通じてコンプライアンス情報を受け取ったコンプライアンス相談窓口は、迅速、かつ適切にコンプライアンス委員会に報告する。
4. 内部通報者のプライバシーを保護し、通報者の利益を図る。
5. 誠実かつ正当な目的でコンプライアンス情報を提供した役員・従業員に対し、情報提供を行ったことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

第6条(行動規範)

顧客への対応

- 1 法令および契約を遵守するとともに、顧客のニーズを尊重し、契約の範囲内で顧客のニーズに応じたコンサルティングサービス等を提供するよう努めること。
- 2 サービスの提供、アフターサービスにおいては、各サービスに関する情報提供を適切かつ迅速に行うとともに、顧客の要望、相談に誠実、迅速、かつ的確に応えること。

2. 業務の遂行

- 1 個人の基本的な人権と多様な価値観、個性およびプライバシーを尊重し、人種、宗教、性別、国籍、障がい、年齢、学歴等に関する差別的言動、暴力行為、各種ハラスメント、いじめ等の人格

を無視する行為を行わないこと。

- 2 自らの成果領域と責任権限に基づき業務を遂行する。また、能力向上のために自己研鑽に努めること。
- 3 良識を兼ね備えた、自立した社会人としての責任をもって行動するよう努めること。
- 4 安全で快適な労働環境を実現し、労働災害の防止に努めること。
- 5 各地方公共団体の定める暴力団排除条例や公然となった取引企業の犯罪等を役職員で情報共有し、暴力団関連企業、法令遵守に問題のある企業に適切に対応すること。

3. 営業活動および情報の管理

- 1 誠意をもって全ての顧客に公正かつ公平に接し、適切な条件で取引を行うこと。
- 2 法令遵守はもとより、健全な商慣行、社会通念に従った営業活動を行うこと。
- 3 個人情報に関する取扱いは、別に定める「個人情報保護及び管理規程」によるものとする。
- 4 求人者に関する情報も守秘義務の対象であることを良く理解し、所定の手続を経ないでこれらを他の第三者に開示、漏洩しないこと。
- 5 知的財産権については、当社の知的財産権については、適切な管理のもと集約・保持するとともに有効活用を図ること。他団体・個人の知的財産権については、法令・契約等に基づき正当な手段により入手し、契約等の範囲内で活用すること。

4. 社内情報・会社財産の尊重

- 1 在職中または退職後を問わず、当社の会社情報を所定の社内手続を経ないで開示、漏洩しないこと。
- 2 在職中または退職後を問わず、会社情報を不適正に利用することにより、当社に損害を与える、あるいは自己もしくは第三者の利益を図ることをしないこと。
- 3 入社前に知得した第三者の情報で、当該情報につき守秘義務を負っている場合、当該第三者の情報を当社に開示しないこと。
- 4 個人情報を保護し、その収集、利用、管理にあたっては、適正な方法で行うこと。
- 5 未公表の会社情報に基づき、インサイダー取引を行わないこと。
- 6 当社の会社財産を私的に流用しないこと。

5. 広報・広告活動において

- 1 客観的事実に基づき誠実に広報活動を行うこと。
- 2 社外広報活動においては、顧客および社会からの正しい理解を得るために適切な方法を選定すること。
- 3 新聞・雑誌・テレビ等の報道関係者や投資家、金融機関等と接触し情報を開示する場合は、事前に所定の社内手続きを得ること。
- 4 顧客に対し、会社の知名度向上を図り、また、会社に対する人々の好意と信頼を獲得することにより、健全な事業発展のための環境作りを行うこと。
- 5 他を誹謗したり、品位の劣る表現を用いたりすることによって、自らの優位性を強調しないこと。
- 6 政治・宗教等については広告表現の対象とせず、また、人種差別、障害者差別等を想起させ、人間の尊厳を傷つけるような表現を用いないこと。

第7条(懲戒処分)

当社の役員・従業員が、本規程内で禁止している行為を行った場合、懲戒の対象となり、コンプライアンス委員会で対象行為における見解をまとめた上で、就業規則に則って以下の処分を行う。

1. 口頭注意
2. 譴責
3. 減給
4. 出勤停止
5. 懲戒解雇

第8条(教育研修)

当社は、役員・従業員に対して、法令遵守に関する教育・研修を計画的に実施する。

第9条(改廃)

本規程の改廃は、コンプライアンス委員会で事前に協議した上で、取締役会の承認を得て効力を発するものとする。

第10条(施行)

本規程は2021年1月1日から施行する。